

議 事 日 程 （第 4 号）

平成30年 9 月28日（金曜日）午前10時 開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 報 第 15 号 委員長報告
- 日程第 3 議第111号 訴えの提起について
- 日程第 4 議第112号 下呂市まち・ひと・しごと情報交流施設条例について
- 日程第 5 議第113号 下呂市ふるさと寄附条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議第114号 下呂市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議第115号 下呂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議第116号 下呂市立国民健康保険診療所設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議第117号 下呂市緑地等利用施設条例を廃止する条例について
- 日程第10 議第118号 下呂市市営住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 報 第 16 号 委員長報告
- 日程第12 議第119号 平成30年度下呂市一般会計補正予算（第 7 号）
- 日程第13 議第120号 平成30年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第 2 号）
- 日程第14 議第121号 平成30年度下呂市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第15 議第122号 平成30年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第 2 号）
- 日程第16 議第123号 平成30年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第 2 号）
- 日程第17 議第124号 平成30年度下呂市簡易水道事業特別会計補正予算（第 5 号）
- 日程第18 議第125号 平成30年度下呂市下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第19 議第126号 平成30年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）補正予算（第 2 号）
- 日程第20 議第127号 平成30年度下呂市下呂財産区特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第21 議第128号 平成30年度下呂市学校給食費特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第22 議第129号 平成30年度下呂市水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 日程第23 議第130号 平成30年度下呂市立金山病院事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第24 報 第 17 号 委員長報告
- 日程第25 認 第 1 号 平成29年度下呂市一般会計決算の認定について
- 日程第26 認 第 2 号 平成29年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）決算の認定について
- 日程第27 認 第 3 号 平成29年度下呂市後期高齢者医療特別会計決算の認定について

- 日程第28 認第4号 平成29年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）決算の認定について
- 日程第29 認第5号 平成29年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）決算の認定について
- 日程第30 認第6号 平成29年度下呂市簡易水道事業特別会計決算の認定について
- 日程第31 認第7号 平成29年度下呂市下水道事業特別会計決算の認定について
- 日程第32 認第8号 平成29年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）決算の認定について
- 日程第33 認第9号 平成29年度下呂市下呂財産区特別会計決算の認定について
- 日程第34 認第10号 平成29年度下呂市学校給食費特別会計決算の認定について
- 日程第35 認第11号 平成29年度下呂市水道事業会計決算の認定について
- 日程第36 認第12号 平成29年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計決算の認定について
- 日程第37 認第13号 平成29年度下呂市立金山病院事業会計決算の認定について
- 日程第38 議第131号 平成30年度下呂市一般会計補正予算（第8号）
- 日程第39 委員会提出議案第1号 小中学校における空調設備の設置促進に向けた財政支援の拡充を求める意見書
- 日程第40 議員派遣について
- 日程第41 閉会中の継続調査申し出について
- （追加日程1）
- 追加日程第1 報第18号 委員長報告
- （追加日程2）
- 追加日程第2 報第19号 委員長報告
- （追加日程3）
- 追加日程第3 発第1号 服部秀洋市長に対する問責決議について

出席議員（14名）

議長	今井政嘉	1番	尾里集務
2番	中島ゆき子	3番	田中副武
4番	今井政良	6番	各務吉則
7番	宮川茂治	8番	中島博隆
9番	伊藤厳悟	10番	一木良一
11番	吾郷孝枝	12番	中島新吾
13番	中島達也	14番	中野憲太郎

欠席議員（なし）

遅刻議員（1名）

13番 中島達也

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市長	服部 秀洋	副市長	村山 鏡子
教育長	大屋 哲治	監査委員	杉山 好巳
市長公室長	桂川 国男	総務部長	星屋 昌弘
教育部長	今井 藤夫	観光商工部長	細江 博之
消防長	田口 伸一	会計管理者	山中 昌弘
金山市務局長	加藤 宗広	健康福祉部長	岡崎 和也
生活部長	二村 忠男	建設部長	長江 寛
環境部長	岩佐 靖	農林部長	河合 修
萩原振興所長	大坪 仁文	下呂振興所長	齋藤 和弘
馬瀬振興所長	藤澤 友治	小坂振興所長	林 利春
金山市務局長	澤田 勤之		

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	二村 勝浩	書記	見廣 洋始
書記	青木 秀史		

◎開議の宣告

○議長（今井政嘉君）

おはようございます。御苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は13名で、定足数に達しております。

なお、本日13番 中島達也議員より遅刻届が出ておりますので、御了承願います。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、報道機関、広報「げろ」及び下呂ネットサービスより取材の申し込みがございますので、これを許可いたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（今井政嘉君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、2番 中島ゆき子さん、3番 田中副武君を指名いたします。

◎報第15号について

○議長（今井政嘉君）

日程第2、報第15号 委員長報告を行います。

本定例会において付託しました日程第3、議第111号 訴えの提起について、日程第4、議第112号 下呂市まち・ひと・しごと情報交流施設条例について、日程第5、議第113号 下呂市ふるさと寄附条例の一部を改正する条例について、日程第6、議第114号 下呂市介護保険条例の一部を改正する条例について、日程第7、議第115号 下呂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、日程第8、議第116号 下呂市立国民健康保険診療所設置条例の一部を改正する条例について、日程第9、議第117号 下呂市緑地等利用施設条例を廃止する条例について、日程第10、議第118号 下呂市市営住宅条例の一部を改正する条例について、以上8件を一括議題といたします。

審査結果について、所管委員長の報告を求めます。

総務教育民生常任委員会委員長 田中副武君。

○総務教育民生常任委員長（田中副武君）

委員長報告を申し上げます。

9月19日午前9時30分から庁舎第1会議室において、委員全員と市長を初め執行部担当者の出席をいただき、今定例会で審査を付託されました議第111号 訴えの提起についてから議第116号

下呂市立国民健康保険診療所設置条例の一部を改正する条例についてまでの6議案について審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

審査内容の一部を紹介させていただきますと、下呂市ふるさと寄附条例の一部を改正する条例についてでは、条例に追加する市長の特任事項とはとの質問に、ふるさと寄附金を財源として実施できる事業の中に災害復旧が含まれていないことから、寄附してくださった方々の意思を尊重し、災害復旧に充てるため特任事項として加えるもので、また災害支援の寄附金は516件で716万2,800円いただいたとの答弁がありました。

以上、委員長報告とさせていただきます。

○議長（今井政嘉君）

続いて、産業経済常任委員会委員長 各務吉則君。

○産業経済常任委員長（各務吉則君）

委員長報告を行います。

9月18日午前9時半から、下呂庁舎第1会議室において、委員全員、議長、市長、担当部出席の上、平成30年第5回下呂市議会定例会において、当委員会に付託されました2つの案件について審査を行いました。

議第117号 下呂市緑地等利用施設条例を廃止する条例については、馬瀬振興事務所、観光商工部観光課長から説明を受け、審査の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決であります。

議第118号 下呂市市営住宅条例の一部を改正する条例については、生活部から説明を受け、審査の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決であります。

以上、報告といたします。

◎議第111号から議第118号までについて（質疑・討論・採決）

○議長（今井政嘉君）

委員長報告を終わり、これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

本8件に反対者の発言を許可します。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

次に、本8件に賛成者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより採決を行います。

議第111号 訴えの提起について、委員長の報告は、可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手多数です。よって、議第111号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第112号 下呂市まち・ひと・しごと情報交流施設条例について、委員長の報告は、可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第112号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第113号 下呂市ふるさと寄附条例の一部を改正する条例について、委員長の報告は、可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第113号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第114号 下呂市介護保険条例の一部を改正する条例について、委員長の報告は、可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第114号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第115号 下呂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、委員長の報告は、可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第115号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第116号 下呂市立国民健康保険診療所設置条例の一部を改正する条例について、委員長の報告は、可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第116号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第117号 下呂市緑地等利用施設条例を廃止する条例について、委員長の報告は、可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第117号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第118号 下呂市市営住宅条例の一部を改正する条例について、委員長の報告は、可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第118号については、委員長の報告のとおり可決されました。

◎報第16号について

○議長（今井政嘉君）

日程第11、報第16号 委員長報告を行います。

本定例会において付託しました日程第12、議第119号 平成30年度下呂市一般会計補正予算（第7号）、日程第13、議第120号 平成30年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）、日程第14、議第121号 平成30年度下呂市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、日程第15、議第122号 平成30年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第2号）、日程第16、議第123号 平成30年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2号）、日程第17、議第124号 平成30年度下呂市簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）、日程第18、議第125号 平成30年度下呂市下水道事業特別会計補正予算（第2号）、日程第19、議第126号 平成30年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）補正予算（第2号）、日程第20、議第127号 平成30年度下呂市下呂財産区特別会計補正予算（第1号）、日程第21、議第128号 平成30年度下呂市学校給食費特別会計補正予算（第1号）、日程第22、議第129号 平成30年度下呂市水道事業会計補正予算（第3号）、日程第23、議第130号 平成30年度下呂市立金山病院事業会計補正予算（第2号）、以上12件を一括議題といたします。

審査の結果について所管の委員長の報告を求めます。

予算特別委員会委員長 田中副武君。

○予算特別委員長（田中副武君）

委員長報告を申し上げます。

9月20日午前9時30分から庁舎第1会議室において、委員全員と市長を初め執行部担当者の出席をいただき、本定例会で審査を付託されました議第119号 平成30年度下呂市一般会計補正予算（第7号）から議第130号 平成30年度下呂市立金山病院事業会計補正予算（第2号）までの一般会計と9特別会計及び2企業会計の12補正予算について審査し、全会一致で可決すべきものと決しました。

補正の内容は、前年度繰越金の確定と、前年度事業精査に伴う補正、繰入金、繰出金の調整や基金の増減が主なものでありました。

その中で、審査内容の一部を紹介させていただきますと、豪雨災害の一助として計上されたプレミアム商品券発行事業について、販売場所や時期などの質問に対して、商工会のほか一部金融機関での販売や、時期については12月初旬から3月中旬を予定しており、事業主体の商工会と検討していくとの答弁がありました。

また、災害対策諸経費として計上された雨量計、水位計の設置については、設置場所はとの質問に、雨量計は金山地域、下呂地域、馬瀬地域の中で精査し、7カ所に。水位計については、市が管理する3河川を候補として、県や関係機関と協議し設置すると答弁がありました。

以上、委員長報告とさせていただきます。

◎議第119号から議第130号までについて（質疑・討論・採決）

○議長（今井政嘉君）

委員長報告を終わり、これより委員長報告に対する質疑を行います。
質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本12件に反対者の発言を許可いたします。

討論ありませんか。

[挙手する者なし]

次に、本12件に賛成者の発言を許可いたします。

討論ありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議第119号 平成30年度下呂市一般会計補正予算（第7号）、委員長の報告は、可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手多数です。よって、議第119号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第120号 平成30年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）、委員長の報告は、可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員です。よって、議第120号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第121号 平成30年度下呂市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、委員長の報告は、可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員です。よって、議第121号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第122号 平成30年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第2号）、委員長の報告は、可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員です。よって、議第122号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第123号 平成30年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2号）、委員長の報告は、可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は举手願います。

〔賛成者举手〕

举手全員です。よって、議第123号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第124号 平成30年度下呂市簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）、委員長の報告は、可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は举手願います。

〔賛成者举手〕

举手全員です。よって、議第124号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第125号 平成30年度下呂市下水道事業特別会計補正予算（第2号）、委員長の報告は、可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は举手願います。

〔賛成者举手〕

举手全員です。よって、議第125号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第126号 平成30年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）補正予算（第2号）、委員長の報告は、可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は举手願います。

〔賛成者举手〕

举手全員です。よって、議第126号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第127号 平成30年度下呂市下呂財産区特別会計補正予算（第1号）、委員長の報告は、可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は举手願います。

〔賛成者举手〕

举手全員です。よって、議第127号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第128号 平成30年度下呂市学校給食費特別会計補正予算（第1号）、委員長の報告は、可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は举手願います。

〔賛成者举手〕

举手全員です。よって、議第128号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第129号 平成30年度下呂市水道事業会計補正予算（第3号）、委員長の報告は、可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は举手願います。

〔賛成者举手〕

举手全員です。よって、議第129号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第130号 平成30年度下呂市立金山病院事業会計補正予算（第2号）、委員長の報告は、可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は举手願います。

〔賛成者举手〕

举手全員です。よって、議第130号については、委員長の報告のとおり可決されました。

◎報第17号について

○議長（今井政嘉君）

日程第24、報第17号 委員長報告を行います。

本定例会において付託しました日程第25、認第1号 平成29年度下呂市一般会計決算の認定について、日程第26、認第2号 平成29年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）決算の認定について、日程第27、認第3号 平成29年度下呂市後期高齢者医療特別会計決算の認定について、日程第28、認第4号 平成29年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）決算の認定について、日程第29、認第5号 平成29年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）決算の認定について、日程第30、認第6号 平成29年度下呂市簡易水道事業特別会計決算の認定について、日程第31、認第7号 平成29年度下呂市下水道事業特別会計決算の認定について、日程第32、認第8号 平成29年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）決算の認定について、日程第33、認第9号 平成29年度下呂市下呂財産区特別会計決算の認定について、日程第34、認第10号 平成29年度下呂市学校給食費特別会計決算の認定について、日程第35、認第11号 平成29年度下呂市水道事業会計決算の認定について、日程第36、認第12号 平成29年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計決算の認定について、日程第37、認第13号 平成29年度下呂市立金山病院事業会計決算の認定について、以上13件を一括議題といたします。

審査結果について委員長の報告を求めます。

決算特別委員会委員長 今井政良君。

○決算特別委員長（今井政良君）

決算特別委員会の委員長報告をします。

平成30年9月21日、9月25日、9月26日の3日間にわたり、下呂庁舎3階第1会議室において、議長、委員13名と市長、副市長、教育長、市長公室長、総務部長、担当部課長出席のもと、午前9時30分から9月の定例会において当委員会に付託されました平成29年度下呂市一般会計決算の認定について、9特別会計決算の認定について、3企業会計決算の認定について審査をいたしました。

審査結果について申し上げます。

認第1号 平成29年度下呂市一般会計決算の認定について、認第3号 平成29年度下呂市後期高齢者医療特別会計決算の認定について、認第5号 平成29年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）決算の認定について、認第7号 平成29年度下呂市下水道事業特別会計決算の認定について、認第10号 平成29年度下呂市学校給食費特別会計決算の認定については賛成多数で認定すべきものと決しました。

認第2号 平成29年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）決算の認定について、認第4号 平成29年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）決算の認定について、認第6号 平成29年度下呂市簡易水道事業特別会計決算の認定について、認第8号 平成29年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）決算の認定について、認第9号 平成29年度下呂市下呂財産区特別会計決算の認定について、認第11号 平成29年度下呂市水道事業会計決算

の認定について、認第12号 平成29年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計決算の認定について、
認第13号 平成29年度下呂市立金山病院事業会計決算の認定については全会一致で認定すべき
ものと決しました。

以上で、当委員会に付託されました平成29年度の決算の認定についての審査結果報告とします。

◎認第1号から認第13号までについて（質疑・討論・採決）

○議長（今井政嘉君）

委員長報告を終わり、これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本13件に反対者の発言を許可いたします。

討論ありませんか。

[挙手する者あり]

11番 吾郷孝枝さん。

○11番（吾郷孝枝君）

平成29年度決算の反対討論を行います。

2017年度決算の認定[※]に対する反対討論ですが、認第1号、一般会計決算は、249億4,000万円
余りで、前年に比べ13%の決算となりました。これは、合併当初から決められていた新クリーン
センターの建設や、庁舎、振興事務所等の耐震補強、整備、南部学校給食センターの建設など、
やらなければならない大型工事が行われたことによるものです。これらの事業は市民生活にとっ
て必要不可欠な事業であることは言うまでもありません。また、29年度事業の中で市民の健康を
守る取り組みや、中・小業者の経営支援の拡充、新規就農者をふやす取り組み、移住・定住の促
進、学校の非構造部材耐震化などが推進されたことは評価いたします。

29年度の当初予算は、市長にとって2年目となり、市長自身が市民に対しみずからの公約実現
に向けた本気度が試される本格予算となるはずでした。しかし、組まれた予算は市民の期待に応
えるものではありませんでした。当初予算では、公約の実現に向けた具体化は乏しく、予算化は
示されませんでした。その年の9月議会で、中学生のみ給食費を10年間半額補助するための基金
2億円が新たに設けられました。

今、市民の生活はといえば、景気が低迷し、年金や賃金は下がり、業者の経営や商売、農業も
うまいかない、後継者もいないなどの厳しい現実にはさらされています。また、高齢化も確実に
進んで、福祉や介護、医療の充実が緊急の課題となっています。こういった切実な問題を解決す
るためにこそ財政調整基金を活用すべきではありませんか。

※ 後刻（P216）訂正発言あり

この財政調整基金は、合併当初は34億円でしたが、毎年積み増しされ、29年度決算で76億円となっています。市民が求める切実な課題解決の財源として使うよう、これまで何度も提案してきましたし、下呂市基金条例でも財政調整基金の目的は、年度間の財政調整を図り、財政の効率的執行と健全な運営に資するためとされています。

一方、29年度は、行政組織機能も含めて一括的に改革するとして行政組織再編や、公の施設の見直しが進められてきました。このように、経済効率主義で集約化していくことは、地方に人口減少の原因とその対策を押しつけることになるのではないのでしょうか。また、自治体同士で競わせるようなことは地方切り捨てにつながり、周辺地域での暮らしがますます成り立たなくなってしまう。下呂市は国の進める効率化、集約化の地方創生の道筋ではなく、市民生活を守る防波堤としての役割を果たす地方再生の道を歩むべきではないのでしょうか。以上、行政組織再編や公の施設の見直しなどの行革について問題点を指摘し、一般会計決算に反対します。

認第3号、後期高齢者医療特別会計では、高齢者を年齢で差別する医療制度そのものに反対の立場から、賛成することはできません。29年度においても保険料の値上げが続き、ただでさえ少ない年金で暮らす高齢者に追い打ちをかけるような制度に反対します。

認第5号、介護事業勘定特別会計では、介護報酬の引き下げで事業所の運営が厳しくなる中、介護現場の人手不足が深刻化しています。その結果、必要とされる介護サービスが提供できず、保険料を取られて支援なしという、こういう事態を見過ごすことはできません。これまでに積み立てられた3億5,000万円もの基金を活用するなど、人手不足の抜本的な解決を求め反対します。

認第7号、下水道特別会計では、岐環境との合理化協定に基づいた事業委託のあり方を見直しが必要との立場から反対します。

認第10号、学校給食費特別会計では、市長が掲げられた公約、子育て世代の負担軽減のための学校給食費の軽減において、対象が中学生のみ、2分の1に限定されており、小学生にも拡大していく方向性が示されないままでは賛成できません。

以上をもちまして、私の反対討論といたします。

[発言する者あり]

ただいま、議長のほうから指摘がありました、一番最初のところの、認第1号の一般会計決算は249億4,000万円余りで、前年に比べ「13%の決算となりました」というところを、「13%増の決算となりました」、このように訂正させていただきます。

○議長（今井政嘉君）

次に、本13件に賛成者の発言を許可いたします。

ほかに討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

これより採決を行います。

認第1号 平成29年度下呂市一般会計決算の認定について、委員長の報告は、認定であります。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手多数です。よって、認第1号については、認定することに決定いたしました。

認第2号 平成29年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）決算の認定について、委員長の報告は、認定であります。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、認第2号については、認定することに決定いたしました。

認第3号 平成29年度下呂市後期高齢者医療特別会計決算の認定について、委員長の報告は、認定であります。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手多数です。よって、認第3号については、認定することに決定しました。

認第4号 平成29年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）決算の認定について、委員長の報告は、認定であります。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、認第4号については、認定することに決定しました。

認第5号 平成29年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）決算の認定について、委員長の報告は、認定であります。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手多数です。よって、認第5号については、認定することに決定しました。

認第6号 平成29年度下呂市簡易水道事業特別会計決算の認定について、委員長の報告は、認定であります。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、認第6号については、認定することに決定しました。

認第7号 平成29年度下呂市下水道事業特別会計決算の認定について、委員長の報告は、認定であります。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手多数です。よって、認第7号については、認定することに決定しました。

認第8号 平成29年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）決算の認定について、委員長の報告は、認定であります。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、認第8号については、認定することに決定しました。

認第9号 平成29年度下呂市下呂財産区特別会計決算の認定について、委員長の報告は、認定

であります。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、認第9号については、認定することに決定しました。

認第10号 平成29年度下呂市学校給食費特別会計決算の認定について、委員長の報告は、認定であります。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手多数です。よって、認第10号については、認定することに決定いたしました。

認第11号 平成29年度下呂市水道事業会計決算の認定について、委員長の報告は、認定であります。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、認第11号については、認定することに決定しました。

認第12号 平成29年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計決算の認定について、委員長の報告は、認定であります。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、認第12号については、認定することに決定しました。

認第13号 平成29年度下呂市立金山病院事業会計決算の認定について、委員長の報告は、認定であります。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、認第13号については、認定することに決定いたしました。

◎議第131号について（議案説明・質疑・委員会付託）

○議長（今井政嘉君）

日程第38、議第131号 平成30年度下呂市一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。
議第131号の提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（服部秀洋君）

ただいま上程をされました議第131号の補正予算（第8号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

この補正予算は、今回の一連の災害で被災した農地及び農業施設の復旧に関する歳入歳出予算の補正であります。

国・県支出金の対象審査となる災害査定がまとまり、査定が終了次第、10月下旬から少しでも早いタイミングで工事に着手したい、そのようなことから最終日にはございますが、このタイミングで追加計上させていただきました。

そのほか、現在までに確定している財源の補正、さらには有害鳥獣中間処理施設の処理方法が決定したことに伴う補正もあわせて計上させていただきました。よろしく願いいたします。

詳細につきましては、総務部長より説明申し上げます。

○議長（今井政嘉君）

次に、議第131号の詳細説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（星屋昌弘君）

それでは、議第131号、下呂市一般会計補正予算（第8号）の詳細説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお開きください。

平成30年度下呂市の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによります。

第1条は、歳入歳出予算の補正です。歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億5,162万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出とも271億264万8,000円とするものです。

款項の区分、金額等は第1表 歳入歳出予算補正によるものです。

第2条は地方債の補正で、地方債の追加は、第2表 地方債補正によるものでございます。平成30年9月28日提出。

2ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算補正の歳入でございます。主な内容につきまして御説明申し上げます。

12款分担金及び負担金、分担金1,166万1,000円の増額は、農業施設災害復旧費分担金1,153万1,000円が主なものでございます。

14款国庫支出金、国庫負担金887万4,000円の増額は、中原小学校の公立学校施設災害復旧費負担金を計上させていただきました。

15款県支出金1億749万円の増額は、農業施設災害復旧費負担金として835万6,000円、農業施設災害復旧費補助金として9,913万4,000円が主なものでございます。

18款繰入金、基金繰入金4,000万円の増額は、財政調整基金からの繰り入れでございます。

21款市債8,360万円の増額は、その他公共公用施設災害復旧債7,930万円が主なものでございます。

3ページは歳出でございます。

6款農林水産業費、農業費1,748万5,000円の増額は、有害鳥獣中間処理施設の設計工事費が主なものでございます。

11款災害復旧費2億3,851万9,000円の増額は、市単農地災害復旧事業として1億111万4,000円、市単農業施設災害復旧事業として2,852万5,000円、補助農業施設災害復旧事業として1億888万円を計上させていただきました。

14款予備費545万3,000円の減額は、財源調整の分でございます。

4ページを開いていただきます。

第2表 地方債補正の追加でございます。

災害復旧債の公立学校施設災害復旧事業は、限度額を430万円に、その他公共公用施設災害復旧事業は限度額を7,930万円に設定しました。起債の方法、利率、償還の方法は、表のとおりで

ございます。

少し飛びますが、最終ページの12ページをお開きください。

地方債の調書でございます。

表の一番右下が平成30年度末の残高見込み額でございますが、236億5,456万4,000円となる見込みです。

以上で、平成30年度下呂市一般会計補正予算（第8号）の説明を終わります。御審議よろしく
お願いいたします。

○議長（今井政嘉君）

これより本件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議第131号については、お手元に配付してあります付託表のとおり予算特別委員会に付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、議第131号は、予算特別委員会に付託することに決定いたしました。

休憩いたします。なお、再開は館内放送にてお知らせします。

午前10時44分 休憩

午前11時40分 再開

○議長（今井政嘉君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、13番 中島達也議員が出席をされました。よって、ただいまの出席議員は14名であります。

会議を続けます。

追加日程がございますので、配付いたします。

[追加日程配付]

日程についてお諮りします。報第18号 委員長報告を日程に追加し、議題とすることに御異議
ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、報第18号 委員長報告を日程に追加し、議題とすることに決定
しました。

◎報第18号について

○議長（今井政嘉君）

追加日程第1、報第18号 委員長報告を議題といたします。

本定例会において付託しました議第131号 平成30年度下呂市一般会計補正予算（第8号）の審査結果について、委員長の報告を求めます。

予算特別委員会委員長 田中副武君。

○予算特別委員長（田中副武君）

委員長報告を申し上げます。

本日の定例会最終日に、当委員会に審査を付託された議第131号 平成30年度下呂市一般会計補正予算（第8号）について、午前10時55分から庁舎第1会議室において、出席議員全員と市長を初め執行部、担当者の出席をいただき審査させていただきました。

主な補正内容は、7月豪雨災害において被災した農地や農業施設及び中原小学校の復旧に伴う予算で、今後進められる復旧工事に対応するためのものでありました。あわせて、長年の懸案だった有害鳥獣中間処理施設が計上されております。

審査の結果は、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、委員長報告とさせていただきます。

◎議第131号について（質疑・討論・採決）

○議長（今井政嘉君）

委員長報告を終わり、これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本件に反対者の発言を許可します。

討論ありませんか。

[挙手する者なし]

次に、本件に賛成者の発言を許可いたします。

討論ありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより採決を行います。

議第131号 平成30年度下呂市一般会計補正予算（第8号）、委員長の報告は、可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員です。よって、議第131号については、委員長の報告のとおり可決されました。

◎委員会提出議案第1号について（議案説明・質疑・討論・採決）

○議長（今井政嘉君）

日程第39、委員会提出議案第1号 小中学校における空調設備の設置促進に向けた財政支援の拡充を求める意見書を議題といたします。

提案者の趣旨説明を求めます。

総務教育民生常任委員会委員長 田中副武君。

○総務教育民生常任委員長（田中副武君）

委員会提出議案第1号 小中学校における空調設備の設置促進に向けた財政支援の拡充を求める意見書。

標記について、別紙のとおり下呂市議会会議規則第14条第2項の規定に基づき提出する。平成30年9月28日提出。

提案理由、市町村における小・中学校への空調設備の導入が着実に進められるよう、学校施設環境改善交付金の予算規模の大幅な増額等、財政支援を拡充するよう国に求めるものであります。

次のページをごらんください。

朗読により趣旨説明にかえさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

小中学校における空調設備の設置促進に向けた財政支援の拡充を求める意見書。

近年、地球温暖化等の影響により、全国的に夏の暑さが非常に厳しくなっている。特に、本県では地形の影響もあり、本年7月には、月の半分を超える19日が猛暑日となったほか、40度を超える気温が観測されるなど、命の危険にさらされていると言っても過言ではない状況にある。

特に、児童・生徒が一日の大半を過ごす教室の室温に関しては、学習する環境としては極めて厳しい状況にあり、多くの学校で新学期が始まった9月になってもその暑さはおさまらず、児童・生徒の学習意欲や集中力が低下するだけでなく、健康面にも多大な影響を及ぼしている。

このような中、各市町村では、児童・生徒の学習しやすい環境を確保するため、国の学校施設環境改善交付金も活用し、教室への空調設備の導入に取り組んでいるが、交付金は必要総額が確保されているとは言いがたく、老朽化対策や耐震化など、従前から対応している課題に優先的に充当され、空調設備の設置をちゅうちょせざるを得ず、整備率は市町村間で大きく異なっているのが現状である。学校保健安全法に基づく学校環境衛生基準では、教室内の温度は「17度以上、28度以下であることが望ましい」とされており、この基準に照らせば、特に、義務教育の過程において教育環境に格差が生じることはあってはならず、格差是正に向け、早急な対応が求められる。

よって、国においては、市町村における小・中学校への空調設備の導入が着実に進められるよう、学校施設環境改善交付金の予算規模の大幅な増額、財政支援を拡充するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年9月28日、提出先は記載のとおりであります。以上であります。

○議長（今井政嘉君）

これより本件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本件に反対者の発言を許可します。

討論ありませんか。

[挙手する者なし]

次に、本件に賛成者の発言を許可いたします。

討論ありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより採決を行います。

委員会提出議案第1号 小中学校における空調設備の設置促進に向けた財政支援の拡充を求め
る意見書、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員です。よって、委員会提出議案第1号については、原案のとおり可決しました。

◎議員派遣について

○議長（今井政嘉君）

日程第40、議員派遣についてを議題とします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員派遣については、お手元の配付のとおり派遣することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、議員派遣については、派遣することに決定しました。

◎閉会中の継続調査申し出について

○議長（今井政嘉君）

日程第41、閉会中の継続調査申し出についてを議題といたします。

各常任委員会、議会運営委員長、各特別委員長から、会議規則第111条の規定により、お手元

に配付しました申し出書のとおり、所管事務等について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることを決定いたしました。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

8番 中島博隆君。

〔動議提出〕

○議長（今井政嘉君）

ただいま、8番 中島博隆君から服部秀洋市長に対する問責決議について動議が提出されました。

この動議は、7名の賛成者がありますので、成立いたしました。

休憩いたします。

なお、休憩中に議会運営委員会を開催しますので、委員の方は第1会議室にお集まりください。

再開時間は館内放送で連絡いたします。

午前11時50分 休憩

午後0時05分 再開

○議長（今井政嘉君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程がございますので、配付いたします。

〔追加日程配付〕

日程についてお諮りします。報第19号 委員長報告を日程に追加し、議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、報第19号 委員長報告を日程に追加し、議題とすることを決定しました。

◎報第19号について

○議長（今井政嘉君）

追加日程第2、報第19号 委員長報告を議題といたします。

先ほど提出されました動議について、委員長の報告を求めます。

議会運営委員会委員長 中野憲太郎君。

○議会運営委員長（中野憲太郎君）

議会運営委員会の委員長報告を行います。

休憩中に議会運営委員会を開催いたしましたので、報告いたします。

先ほど8番 中島博隆議員から提出されました動議は、7名の賛成者があり、成立しましたので、直ちに日程に追加し、議題とすることを決定いたしました。

以上、報告いたします。

○議長（今井政嘉君）

ただいまの委員長報告のとおり、動議を日程に追加し、直ちに議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、この動議を日程に追加し、追加日程第3とし、直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程を配付いたします。

〔追加日程配付〕

◎発第1号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（今井政嘉君）

追加日程第3、発第1号 服部秀洋市長に対する問責決議についてを議題といたします。

これより、提出者の趣旨説明を求めます。

8番 中島博隆君。

○8番（中島博隆君）

発第1号 服部秀洋市長に対する問責決議について。

上記の議案を別紙のとおり下呂市会議規則第14条第1項の規定により提出します。平成30年9月28日。下呂市議会議長 今井政嘉様。提出者、下呂市議会、中島博隆。賛成者、下呂市議会、尾里集務、今井政良、各務吉則、一木良一、伊藤巖悟、中島達也、中野憲太郎。

提案理由です。服部秀洋市長は、台風21号により下呂市内各地で停電や断水状況が発生している中、9月5日に市外へ出かけるなど、危機管理への認識が欠如している。市長としての責任を問い、猛省を求めるものであります。

内容を読み上げさせていただきます。

今般、記録的な猛威を振るった台風21号に備え、市は9月4日正午より災害対策本部を設置した。この台風により、5日午後2時27分に危機管理課から市民メールで「停電地域が約3,600世帯、断水が600世帯、倒木による道路の被災も多数発生」との情報が送信されました。市民生活や経済活動に甚大な被害をもたらされた。その後、下呂市全域の停電が解消されたのは9月11日午前4時24分だった。

この非常事態に、市長は9月5日の午後からと9月6日に休暇をとっていた。5日午後から市外に出かけ、おばを見舞った後コンサート会場に行き、コンサートは見えていないと弁明しながらも、知人らと会いコンサートグッズを購入し帰宅したと本会議や委員会の中で報告をした。また、

9月5日午後からの休暇取得について、職務を補佐する副市長には伝えず、市長公室長のみに伝え、市外に出かけた。副市長、市長公室長、総務部長が市外に出かけた事実を知ったのは9月12日であった。

以下の4点について市政の最高責任者としての責任を問う。

1. 二次災害の発生等を警戒しなければならない状況や停電等の状況を考慮すると、即座に駆けつけることのできない遠方に市長が出かけていることは問題である。

2. 非常事態の中で市長自身が休暇をとる旨を副市長に伝えていなかったことは問題である。

3. 休暇の理由についても、このような状況下において、市長は最高責任者として、厳に私用を慎むべきであり、いつ何どきでも市役所に駆けつけることができる体制を整えておかなければならない立場である。

4. 市長は平成28年6月の定例会において、別の問題でも問責決議を受け、議会閉会の市長挨拶で、「私の公僕という認識の甘さ、そして自身の危機管理能力の欠如が招いた不徳のいたすところであります」とみずからの行動に対し反省し、「広く関係の方々と連携し、独断で判断することは慎むこと」「市民の皆様の生活を第一に考えて」と議場で発言しながら、今回の行動に至ったこと。

市民は、下呂市を取り巻く極めて厳しいこの状況を打破し、平穏な日常を取り戻すために一生懸命努力している。市職員も災害時には第一線に立ち、市民の安心安全のための行動をとり、一日も早い復旧のために、通常業務に加え、災害復旧業務を行っている。

市長を中心として、乗り越えなければならない状況の最中に、市長がとった一連の行動は、地方自治体の長としての自覚を欠くものであり、市民に対する不安を与え、市政に対する不信を抱かせた責任は重大である。

よって、下呂市議会は、服部秀洋市長に猛省を促すとともに、その責任を強く問うものである。
以上決議する。

平成30年9月28日、下呂市議会。

以上です。

○議長（今井政嘉君）

お諮りいたします。ただいま趣旨説明がありました追加日程第3、発第1号 服部秀洋市長に対する問責決議については、会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、追加日程第3、発第1号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより質疑を行います。

ただいま、発第1号 服部秀洋市長に対する問責決議について、質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

発第1号の原案に反対者の発言を許可いたします。

[挙手する者あり]

3番 田中副武君。

○3番（田中副武君）

3番 田中副武です。

議長より発言の許可をいただきましたので、ただいま提出された発第1号 服部秀洋市長に対する問責決議に反対する立場から、討論をさせていただきます。

最初に、決議文の内容については、皆さん思いを同じにするところもあると感じていますが、これまでに経験したことのない豪雨災害に見舞われ、今、国の査定の進む中、これから本格的な復旧工事が発注され、議会と市長、執行部がともに一致団結し、市民の声に耳を傾けながら進む重要なときではないかと感じています。このようなときに、法的拘束力はないとはいえ市長に対し議会がノーと言う問責決議については、妥当ではないと考えております。しかしながら、停電や断水が続き、生活に支障を来し、不安を感じている市民の方々がお見えになっているときに、いかなる理由があったとしても、連絡もしないで市外に出かけたという余りにも危機感のない行動については、市民の皆さんに対して深く謝罪する必要があるのではないかと感じております。

市長には猛省を促し、今後の市政運営に愚直なまでに取り組んでいただきたいと申し上げ、簡単ではありますが反対討論とさせていただきます。

○議長（今井政嘉君）

次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

[挙手する者あり]

13番 中島達也君。

○13番（中島達也君）

9月議会は、前年度の決算をもとに監査委員からの指摘された財政の健全化の意見書を鑑みて、新年度の予算編成をスタートさせる大変重要な本会議であるというふうに認識をしております。

今回、多くの同僚議員が災害、防災、減災に対するの意見を取り上げられました。このことは、我々、市長と同じように選挙によって得た責任ある立場ということからだと思います。議員も、その責任と自覚のもとで下呂市の防災に対し一翼を担っております。

先ほど提案説明がありました内容と重複いたしますけれども、今回の服部市長に対する問責決議に対して賛成の立場で討論をさせていただきます。

今や災害列島化した日本、下呂市も6月末から7月にかけての記録的な豪雨、そして台風21号が追い打ちをかけ、いまだかつてない、また今まで経験したことのない未曾有の災害が発生いたしました。長きにわたり不自由な生活を強いられた市民の皆様、そして観光、農林業、商工業など、今、地域経済に大きな損失と影響をもたらしました。今、行政のリーダーに求められること

は、揺るぎない危機管理であることは明白であり、自治体の災害対応能力は市長のリーダーシップにかかっている中、今回の市長の軽率な行動は言語道断と言わざるを得ない。ここで、市長としてよもやの行動を指摘します。

1つ目として、コンサート会場へ行かれた5日、この日は午前9時より台風21号による被災状況についての対策会議が開かれました。また、同11時には同じ対策会議が開催されました。この時点で、市長は停電家屋3,600戸、断水家屋600戸、さらには復旧めど、見通しが全然ないということ認識されていたはずですが、にもかかわらず、昼から私用で県外に行かれました。これは市長として責任、危機管理の欠如と言わざるを得ない。さらには、この非常事態のさなか、翌日の6日も健康診断もあり、終日休暇をとられました。この1日半の市長の不在の中、職員の皆様が現場で懸命に市民の要望に対応されていることを知られないはずはありません。不眠不休で疲れ切った職員を気遣うことも市長としての責任ではありませんか。

また、このときすなわち市民が停電、断水で苦難な生活を送っておられるさなか、誰にも行き先を告げず下呂市を離れられました。職務代理者である副市長、側近中の側近である市長公室長、総務部長の3名がこの事実を知ったのは6日後の12日であったと説明がありました。普通には絶対考えられない行動であり、人に言えない後ろめたいことがあったのではないかと。お身内のお見舞いであれば、なぜ堂々と伝えていかれなかったのか、疑念は深まるばかりであります。報告、連絡、相談、すなわちホウレンソウ（報・連・相）は、組織運営体制の大原則であります。みずからそのルールを破ったことは何事かと言いたくなる思いでございます。

このたびの災害対応、警戒対応、特別体制など、体制の責任者は誰であれ、市長の仕事は365日24時間市民の安心安全のために矢面に立つのが市長の仕事だと思います。その覚悟があつて市長になられたのではありませんか。職員は、採用試験を通じ、公僕として崇高な自覚を持って職務に当たってみえます。副市長は、市長の推薦を受け、議会の承認を経て市長を支え、職員のかなめとなって働いてみえます。しかし、市長は選挙を通じ、多くの市民の支持を受けられました。市長のトップセールスとの認識は何なのか、最優先されなければならないトップセールスとは市民への思いやりではないでしょうか。

このたびの災害は、多くの経済活動にも大きな影響がありました。地方交付税の一本算定や、人口減少による税収の落ち込みなど、今後の財政運営が懸念される中、持続可能な下呂市を構築するためには、エンジンとなり屋台骨を支える観光業、商工業、農林業など、よりよい繁栄こそが絶対不可欠であります。今回の観光業だけの経済損失は8億円を超えと言われております。このたびの市内の多くのホテル、旅館が停電をいたしました。このとき市長は、旅館協同組合とどのような連携をとられ、どのような情報を得て中部電力と渡り合ったのか、本当に官民協働ができていたのか、災害対応は出す側も受ける側も正確な情報が必要であります。市長がいつも言われる官民一体ができていたということは、到底思うことはできません。

こんな中、ほっとするのは旅館側の懸命なお客さんに対するおもてなしであります。ろうそくで食事をとっていただいたり、よその旅館で入浴を手配されるなど、必死な対応が目に見えかね

やみません。「停電は災害や、市長によく言っておいてくれ。俺たちはこんなに苦労しているのに、何がロックコンサートや」。停電被災者や地域で言われた言葉であります。今や南海トラフ大地震の発生が懸念される中、下呂市の危機管理を問われる言葉を多く耳にいたしました。下呂市は大丈夫か。

最近、防災意識の中で、自助、共助の意識が地域に大変根づいてまいりました。これはひとえに地元の区長さん、あるいは地域の防災組織の御尽力のおかげと感謝いたすとともに、今回お一人も犠牲者がなかったことはそのあかしだと思います。しかしながら、最後は相手との交渉など、行政が担う公助が必要でございます。市長にとっては任期半ば、2回目の問責決議、前回の問責決議の反省は何であったのか。今後のことは市長であるあなたがお決めになることであります。

以上、賛成討論といたします。

○議長（今井政嘉君）

次に、原案に反対者の発言を許可いたします。

[挙手する者あり]

2番 中島ゆき子さん。

○2番（中島ゆき子君）

2番 中島ゆき子でございます。

議長より発言の許可をいただきましたので、ただいま提出されました問責決議について、反対の意見を述べさせていただきます。

9月4日の台風21号による災害は、近年経験したことのない大規模なもので、長期にわたる停電や断水、交通途絶が各所で発生し、市民の皆さんに大きな影響を及ぼすものでした。その中、市長のとった行動は市民目線の行動ではなく、5日午後から私用で市外に外出、不要不急の要件で休暇をとるなど、市民の皆さんからは、とても理解を得ることができるものではありません。

しかしながら、市の体制は9月4日、22時30分に市長を本部長とする災害対策本部から、副市長をトップとする災害警戒二次体制に縮小されており、翌5日午前7時45分には警報も解除されています。市長は二次体制へ移行時に副市長以下で万全を期すよう指示を出しており、退庁時にはいつでも連絡がとれるよう携帯電話を携帯しているなど、市長としての職責を全く果たしていないとまでは言えないことから、問責決議には反対いたします。

今後は、みずからの軽率な行動が市政の混乱を招き、市民の皆様の信用を失墜させたことを深く反省し、市政の運営や残る災害復旧に尽力していただくことを期待し、私の反対意見を終わります。

○議長（今井政嘉君）

次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

討論ありませんか。

[挙手する者なし]

次に、反対者の発言を許可いたします。

討論ありませんか。

[挙手する者なし]

ほかに、討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

これより採決を行います。

なお、この採決は起立にて行います。

発第1号 服部秀洋市長に対する問責決議について、賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立多数です。着席ください。よって、服部秀洋市長に対する問責決議は可決されました。

ここで、市長より発言の申し出がありましたので、許可いたします。

市長。

○市長（服部秀洋君）

ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、御挨拶をさせていただきます。

平成30年第5回下呂市議会定例会終了に当たり、一言御礼を申し上げます。

本定例会で提案をいたしました全議案、可決、認定、承認をいただきましたこと、本当にありがとうございました。

また、ただいまは私に対する問責決議が可決をされました。6月28、29日、そして7月7日、8日、下呂市発足以来の大きな災害に見舞われました。幸いにも人的被害こそございませんでしたが、被災された皆様に対し、改めてお見舞いを申し上げます。

しかしながら、それ以後もたび重なる大雨や洪水警報が出され、9月4日には台風21号により倒木による停電が至るところで発生いたしました。台風は夕刻に山場を過ぎ、午後11時ごろには災害対策本部体制から警戒体制に移行をさせていただきました。その時点で本部長は私から副市長ということになりました。翌日の5日には7時45分に全ての警報が解除されましたが、危機管理課、生活部、そして各振興事務所は2人体制として継続をいたしました。停電箇所も順次復旧していると報告があったこと、また午後からの会議が延期になったことから、午後からお休みをいただきました。行き先につきましては、私の個人的な用事でしたので、あえて幹部には伝えませんでした。非常時の対応については、携帯で連絡がとれる状況にはしておりました。さまざまな臆測がある中ではございますが、個人的な用件につきましては近親者の見舞いに出かけておりました。それが一週間後、その方は息を引き取っております。しかしながら、見舞いの後に立ち寄った場所が大変人目を引くようなところであり、このたびのような結果を招くこととなりました。

一番大切な、本復旧に向かうところでの私的な行動に関して、議会の皆様初め、市民の皆様にご迷惑を与えたことを改めて反省し、心より深くおわびを申し上げます。今回の件を胸に深く刻み

反省するとともに、改めて危機管理、連絡体制を含め、万全を期すこと、そして本復旧に向けて最善を尽くすことは当然でございますが、重ねて次年度の方向性につきましても、来月開催をいたします市政懇談会等で市民の皆様から御意見を賜り、災害に強いまちづくり、公約の実現に向け、市政運営に取り組んでまいりたいと考えております。

間近に迫っております台風24号に対する備えも万全を期して、市民の皆様の安心安全を最優先に対応してまいります。

以上をもちまして、9月定例会最終日における御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（今井政嘉君）

これをもちまして、本定例会に付議されました議案は全て議了いたしました。

平成30年第5回下呂市議会定例会を閉会いたします。御苦労さまでした。

午後0時35分 閉会

以上会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

平成30年9月28日

議 長 今 井 政 嘉

署名議員 2番 中 島 ゆ き 子

署名議員 3番 田 中 副 武